

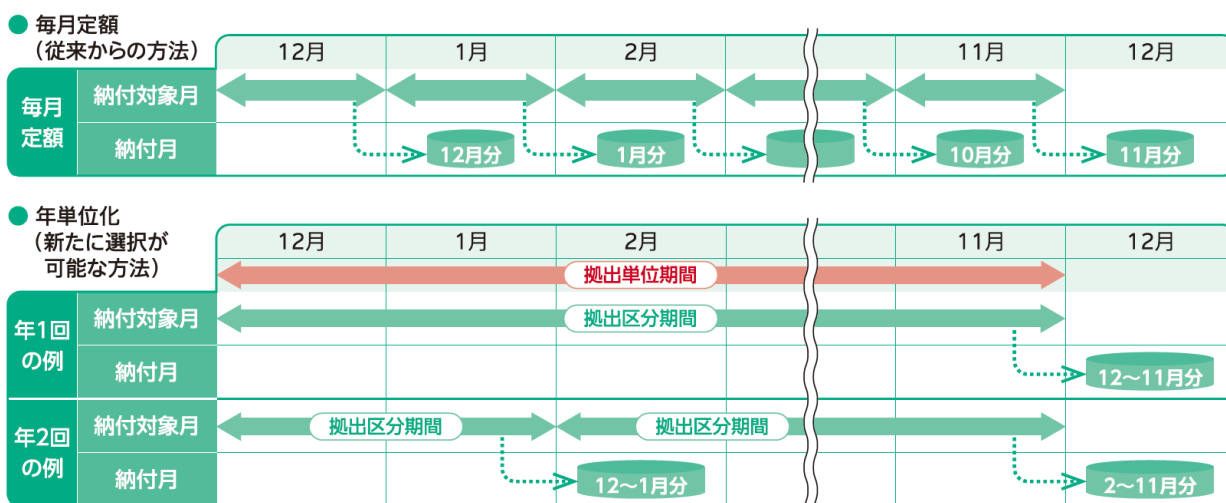
2018年1月19日

個人型確定拠出年金（iDeCo）掛金の年単位化について

確定拠出年金法の改正により、2018年1月より、掛金の拠出について、新たに掛金額・拠出回数・拠出月を年単位で任意に指定することも選択できるようになりました（これを掛金の「年単位化」といいます）ので、お知らせいたします。

1. 年単位化の概要

- 掛金は、毎月12月から翌年11月までの間で、任意の月に拠出することが可能です。（納付月は1月～12月になります。）
- 12月から翌年11月の期間を「拠出単位期間」といいます。拠出単位期間内において任意の期間分の掛金をまとめて拠出することができます。この任意の期間を「拠出区分期間」といいます。



- 掛金の拠出は拠出区分期間の最後の月にまとめておこないます。上の年2回の例では、12月～1月分を2月に、2月～11月分を12月にそれぞれまとめて納付します。
- 12月は必ず納付する必要があります。
- 拠出区分期間途中で資格喪失した場合など、拠出区分期間の最後の月に加入者資格がない場合は当該拠出区分期間の掛金は拠出できません。
- 拠出区分、掛金額の変更は、拠出単位期間毎に1回限りとなります。

2. 「毎月定額」と「年単位化」の主な相違点

	毎月定額	年単位化
拠出回数(月)	年12回(毎月)	年1回～12回まで、任意の回数(月)を指定
最低掛金額	毎月5,000円	5,000円×拠出区分期間の月数
国民年金基金連合会手数料 ※ (消費税込み)	毎月103円(年額1,236円)	指定した納付回数×103円 (納付のない月はかかりません。)

※他に、運営管理機関、事務委託先金融機関が徴収する手数料が発生します。

3. 「年単位化」の掛金限度額、掛金拠出の考え方

- ・最低掛金額は、1ヶ月の最低拠出額である5,000円に、拠出区分期間の月数を乗じた額です。

12月～4月の5ヶ月分をまとめて拠出する場合、
最低掛金額は、1ヶ月の最低拠出額である5,000円に、12月～4月の5ヶ月を乗じた25,000円となります。
(5,000円 × 5ヶ月 = 25,000円)

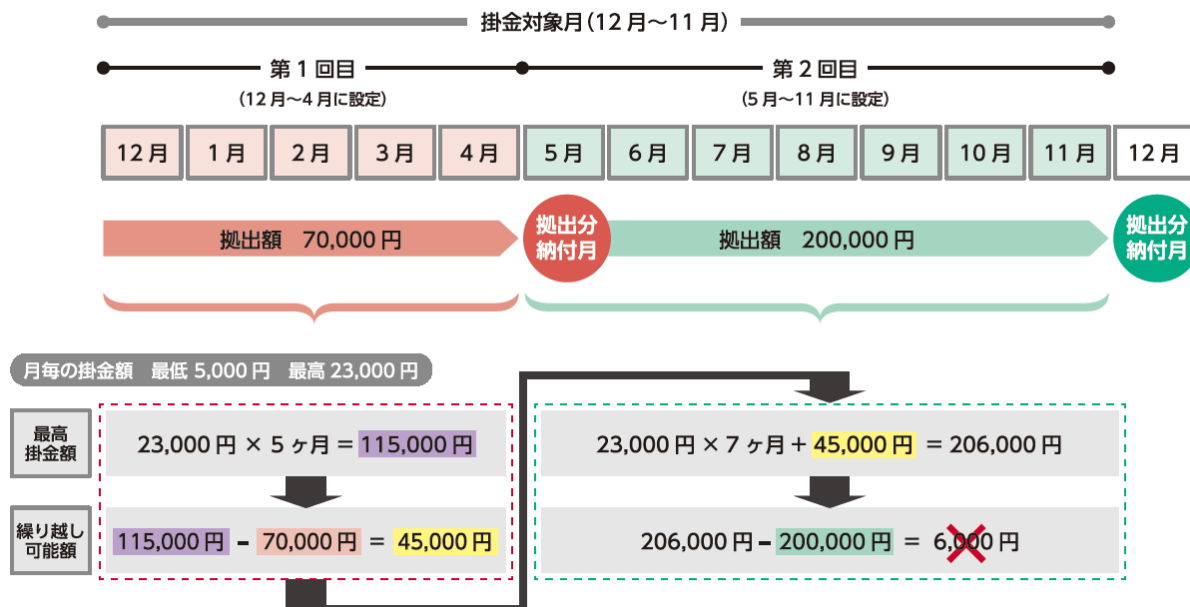
- ・最高掛金額（限度額）は、月毎の限度額に、拠出区分期間の月数を乗じた額です。

拠出限度額の繰り越し

拠出区分期間内の掛金限度額と実際に拠出した掛金額との差額は、次の拠出区分期間へ繰り越されます。
ただし、拠出単位期間を超えて繰り越すことはできません。

例 第2号被保険者が年2回拠出する場合

第2号被保険者（確定給付型年金なし、かつ厚生年金のみの場合）が、年2回（4月：70,000円、11月：200,000円）拠出する場合



拠出区分期間内の掛金限度額と実際に拠出した掛金額との差額(45,000円)は、次の拠出区分期間へ繰り越されます。
ただし、拠出単位期間を超えて差額(6,000円)を繰り越すことはできません。

4. その他（ご参考）

「年単位化」の取扱いにつきましては、iDeCo 公式サイト（国民年金基金連合会ホームページ）に掲載の「掛金の年単位拠出について」（以下のリンク）の情報もご覧ください。

リンク：[「掛金の年単位拠出について」](#)